

答 申 書

佐賀県特別職報酬等審議会

平成30年6月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県特別職報酬等審議会

会長 井田 出海



佐賀県知事、副知事の給料の額並びに佐賀県議会議員の報酬の額の改定について（答申）

平成30年5月8日付け人第395号において当審議会に諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

佐賀県知事及び副知事の給料月額並びに佐賀県議会議員の報酬月額について、現行額を次のとおり改定することが適当である。

1 知事及び副知事の給料月額

知 事	1, 260, 000円
副 知 事	990, 000円

2 県議会議員の報酬月額

県 議 会 議 長	990, 000円
県 議 会 副 議 長	860, 000円
県 議 会 議 員	800, 000円

(別紙1) 特別職報酬等に係る審議概要

(別紙2) 知事の退職手当水準の見直しについて

特別職報酬等に係る審議概要

本審議会は、本年 5 月 8 日、知事から「佐賀県知事、副知事の給料の額並びに佐賀県議会議員の報酬の額の改定について」の答申を求められ、以下のとおり検討し、審議しました。

(基本的認識)

本審議会は、平成 27 年度に提出した意見書において、「特別職の職務の困難性と責任の度合いに応じた給料月額の見直しも必要ではないか」との附帯意見を提出しました。

本来、特別職の報酬等の額は、その職務の困難性と責任の度合いに応じて決定されるべきものでありますが、社会情勢が変化する中で、地方公共団体の果たすべき役割は増しており、佐賀県が直面している県政課題の解決に向けて特別職の職務の困難性やその責任の度合いもますます高まっております。

そのような中、佐賀県知事の給料月額は他都道府県知事と比較して大変低い状況にあることから、これまでのように本県一般職の給料の改定状況に合わせて改定を行うのではなく、知事の職務の困難性と責任の度合いに応じた給料月額の検討が必要ではないか、との観点で議論をいたしました。

(検討概要)

まず、知事の給料月額水準について、民間企業の役員報酬等を参考にできないか議論しましたが、企業ごとに報酬構造がさまざまであり、また詳細データを十分に入手できないなど、知事の給料月額水準の参考とすることは困難であるとの結論に至りました。

次に、本審議会においてこれまで参考としてきた、他都道府県知事の給料月額状況、本県の一人当たり県民所得や財政力指数などの指標を参考としまし

た。とりわけ、同等の職務職責を持つ他都道府県、特に九州各県との比較や平成17年以前の本県の水準を考慮の上、職務職責に応じた額となるよう検討しました。

また、副知事の給料月額及び議員の報酬月額については、それぞれの職の職務職責について議論を行い、知事の改定額を踏まえて検討しました。

その結果、答申のとおり佐賀県知事及び副知事の給料月額並びに佐賀県議会議員の報酬月額の現行額を改定することが適当であると判断したところです。

なお、改定の時期については、本年12月に知事選挙が予定されていること、また、来年4月に県議会議員の任期が満了することから、新任期から適用することが適当であるとの意見が出されました。

知事の退職手当水準の見直しについて

平成30年3月22日開催の審議会において、一般職の退職手当水準の引き下げに伴う知事の退職手当水準の見直しについて意見を求められましたが、当該水準の全国順位等の現状に鑑み、見直しの必要はないと判断します。

